

## ニセ電話詐欺の撲滅に関する覚書

一般社団法人茨城県経営者協会（以下「甲」という。）と茨城県警察本部（以下「乙」という。）は、次のとおりニセ電話詐欺の撲滅に関する覚書を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、連携のもとニセ電話詐欺被害防止ネットワークを構築し、ニセ電話詐欺の撲滅を目指すことを目的とする。

### （防犯情報等の提供）

第2条 乙は、甲に対し、ニセ電話詐欺の発生状況等の情報その他県民の安全安心に関する情報をその都度提供する。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、被害防止を図ることを目的として、会員事業所に発信する。

3 甲又は甲の会員事業所は、日常の業務を通してニセ電話詐欺の発生又はその前兆に関する情報を得た場合は、警察に対して通報する。

### （協力事項）

第3条 甲は、業務の支障を生じない範囲で、会員事業所に対して次の活動等を行なうものとする。

- (1) ニセ電話詐欺被害防止のためのアドバイス
- (2) 事業所等施設内において、乙が提供するニセ電話詐欺被害防止に関するポスター等を掲示し、又はチラシ等を配付するなどの広報啓発活動
- (3) その他必要と認められる事項

### （協力要請）

第4条 甲は、ニセ電話詐欺被害防止に有効と思われる業務又は活動に関しては、乙に対し、協力を求めることができる。

2 乙は、必要と認められる場合には、甲のニセ電話詐欺被害防止に関する業務又は活動に協力する。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、この規定の運用に際して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項については、その都度甲又は乙が協議して定める。

附 則

- 1 この覚書は、締結の日から運用する。
- 2 この覚書の有効期限は、締結の日から起算して1年とし、甲及び乙のいずれも異議の申し出がない場合は、自動更新される。
- 3 この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月8日

甲 一般社団法人茨城県経営者協会

会長

鬼澤邦夫



乙 茨城県警察本部

本部長

鈴木シ男

